

地方財政法施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

【目次】

一 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）	【第一条関係】	.....	1
二 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第二百九十七号）	【第二条関係】	.....	27

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>附則 （臨時財政対策債に係る標準的な規模の収入の額の特例） 第九条 （削る）</p> <p>地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第八十七号。以下「平成三十一年地方税法施行令等改正令」という。）附則第九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十九年度及び平成三十一年度における平成三十一年地方税法施行令等改正令第四条</p>	<p>附則 （臨時財政対策債に係る標準的な規模の収入の額の特例） 第九条 地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第八十七号。以下「平成三十一年地方税法施行令等改正令」という。）附則第九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十八年度における平成三十一年地方税法施行令等改正令第四条の規定による改正前の第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債（次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」という。）の額」と、同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号までの規定中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに臨時財政対策債の額」とする。</p> <p>2 平成三十一年地方税法施行令等改正令附則第九条第一項</p> <p>の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十九年度及び平成三十一年度における平成三十一年地方税法施行令等改正令第四条</p>

の規定による改正前の第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債（次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」という。）の額」と、同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号までの規定中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに臨時財政対策債の額」とする。

2| 令和元年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債（次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」という。）の額」と、同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号までの規定中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに臨時財政対策債の額」とする。

3| 令和二年度から令和四年度までの各年度における第十三条の規定によ

の規定による改正前の第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債（次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」という。）の額」と、同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号までの規定中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに臨時財政対策債の額」とする。

3| 令和元年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債（次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」という。）の額」と、同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号までの規定中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに臨時財政対策債の額」とする。

4| 令和二年度から令和四年度までの各年度における第十三条の規定によ

る額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債（次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」という。）の額」と、同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号までの規定中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに臨時財政対策債の額」とする。

(削る)

る額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債（次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」という。）の額」と、同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号までの規定中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに臨時財政対策債の額」とする。

(平成二十八年度における標準的な規模の収入の額の特例)

**第十条** 平成三十一年地方税法施行令等改正令附則第九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十八年度における平成三十一年地方税法施行令等改正令第四条の規定による改正前の第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	同法第十四条
地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号） 第一条の規定（同法附則第一条ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正前の地方交付税法（第五号において「平成三十年旧地方交付税法」という。）附則第	

同条	
読替え後の地方交付税法第十四条	<p>七条の二及び地方交付税法附則第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下イにおいて「平成二十八年地方税法等改正法」という。）第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九条の規定により読み替えられた平成二十八年地方税法等改正法附則第三十七条の規定による改正前の地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）</p>

	及び航空機燃料譲与税	、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金
第一号ロ	地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条
第二号	同条	読替後の地方交付税法第十四条
第三号	同法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条
	同条	読替後の地方交付税法第十四条
	及び石油ガス譲与税	、石油ガス譲与税及び交通安全対策特別交付金
第四号	同法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条
	同条	読替後の地方交付税法第十四条
	及び地方揮発油譲与税	、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金
第五号	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十九年政令第百十九号。以下この号において「平成二十九年整備政令」という。）附則第二項の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二

	第二項	基準財政収入額
<p>条の規定により読み替えられた平成二十九年整備政令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四の規定により読み替えられた平成二十九年整備政令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令</p>	<p>地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第百三十三号）第六条の規定による改正前の地方自治法施行令第二十条の十二第二項</p>	<p>基準財政収入額（平成三十年旧地方交付税法附則第七条の二第二項及び地方交付税法附則第七条の三第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。）</p>

(平成二十九年年度における標準的な規模の収入の額の特例)

**第十条** 平成三十一年地方税法施行令等改正令附則第九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十九年年度における平成三十一年地方税法施行令等改正令第四条の規定による改正前の第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)

(平成二十九年年度における標準的な規模の収入の額の特例)

**第十一条** 平成三十一年地方税法施行令等改正令附則第九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十九年年度における平成三十一年地方税法施行令等改正令第四条の規定による改正前の第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

	及び地方揮発油、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金
第一号イ	同法第十四条 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第三号)第一条の規定(同法附則第一条ただし書に規定する改正規定に限る。)による改正前の地方交付税法(第五号において「平成三十年旧地方交付税法」という。)附則第七條の二及び地方交付税法附則第七條の三の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第五号)第三条の規定による改正前の地方特例交付金等



	<p>の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八條第一項及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下イにおいて「平成二十八年地方税法等改正法」という。）第九條の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九條の規定により読み替えられた平成二十八年地方税法等改正法附則第三十七條の規定による改正前の地方交付税法第十四條（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四條」という。）</p>
<p>から同条</p>	<p>に読替え後の地方交付税法第十四條の規定により算定した分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七條の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金を</p>

	第一号ロ				
六号) 律第二百二十 和二十五年法 地方税法(昭 第十四条	地方交付税法 第十四条	合算額	及び航空機燃 料譲与税	及び航空機燃 料譲与税	
地方税法	読替え後の地方交付税法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条	合算額から特定交付見込額を控除した額	、航空機燃料譲与税及び交通安全 対策特別交付金	いう。第三号において同じ。)及び 道府県民税所得割臨時交付金(地方 税法及び航空機燃料譲与税法の一 部を改正する法律(平成二十九年 法律第二号)附則第五条第七項の規 定により指定都市に対し交付するも のとされる道府県民税の所得割に係 る交付金をいう。第三号において同 じ。)の交付見込額(以下イ及び次号 において「特定交付見込額」という。) を加算した額から読替え後の地方交 付税法第十四条

第二号	第三号	第四号	第五号
同条	同法第十四条	同条	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）
読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条から に特定交付見込額を加算した額から	読替後の地方交付税法第十四条 、石油ガス譲与税、交通安全対策特別交付金、分離課税所得割交付金及び道府県民税所得割臨時交付金	読替後の地方交付税法第十四条 、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金 地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成三十一年政令第九十号）第二条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令

<p>基準財政収入額</p>	<p>第二項</p>	
<p>基準財政収入額（平成三十年旧地方交付税法附則第七条の二第二項及び地方交付税法附則第七条の三</p>	<p>第二項</p>	<p>（平成十一年政令第九十五号）第二条の規定により読み替えられた地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和二年政令第六十一号）第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四の規定により読み替えられた地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第三百三十三号。以下この号において「平成二十八年地方税法施行令等改正令」という。）第六条の規定による改正前の地方自治法施行令</p> <p>平成二十八年地方税法施行令等改正令第六条の規定による改正前の地方自治法施行令第二百十條の十</p>

(平成三十一年度における標準的な規模の収入の額の特例)

第十一条 (略)

(平成三十一年度における標準的な規模の収入の額の特例)

第十二条 平成三十一年度地方税法施行令等改正令附則第九条第一項の規定

によりなお従前の例によることとされた平成三十一年度における平成三十一年度地方税法施行令等改正令第四条の規定による改正前の第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	第十四条
	<p>附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政</p>

油譲与税及び地方揮発油	対策特別交付金
	<p>第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。）</p> <p>、地方揮発油譲与税及び交通安全</p>

	<p>の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下イにおいて「平成二十八年地方税法等改正法」という。）第九条の規定による廃止前の地方人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九条の規定により読み替えられた平成二十八年地方税法等改正法附則第三十七条の規定による改正前の地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）</p>
<p>から同条</p>	<p>に読替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金を</p>

	第一号ロ				
地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)	第十四条	地方交付税法第十四条	合算額	及び航空機燃料譲与税
地方税法	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	合算額から特定交付見込額を控除した額	、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金	第十四条

第二号	第三号	第四号	第五号
同条	同法第十四条	同法第十四条	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）
読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成三十一年政令第九十号）第二条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第
同法第十四条から	同法第十四条	同法第十四条	及び地方揮発油譲与税
読替後の地方交付税法第十四条に特定交付見込額を加算した額から	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金
合算額	同法第十四条	同法第十四条	及び石油ガス譲与税
合算額から特定交付見込額を控除した額	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	、石油ガス譲与税、交通安全対策特別交付金、分離課税所得割交付金及び道府県民税所得割臨時交付金



<p>額 基準財政収入</p>	<p>第二項</p>	
<p>基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算</p>	<p>二第二項</p>	<p>二条の規定により読み替えられた地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和二年政令第六十一号）第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四の規定により読み替えられた地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第三百三十三号。以下この号において「平成二十八年地方税法施行令等改正令」という。）第六条の規定による改正前の地方自治法施行令</p> <p>平成二十八年地方税法施行令等改正令第六条の規定による改正前の地方自治法施行令第二百十條の十</p>

(令和元年度における標準的な規模の収入の額の特例)

第十二条 (略)

油譲与税 及び地方揮発	した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。)
対策特別交付金	、地方揮発油譲与税及び交通安全

(令和元年度における標準的な規模の収入の額の特例)

第十三条 令和元年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条

の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	第十四条
	附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)第八条第一項及び地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号。以下イにおいて「平成二十八年地方税法等改正法」という。)第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定

	から同条
<p>措置法（平成二十年法律第二十五号。以下イにおいて「廃止前暫定措置法」という。）第三十九条又は平成二十八年地方税法等改正法附則第三十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）</p>	<p>に読替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。）の交付見込額（以下イ及び次号において「特定交付見込額」という。）を加算した額から読替え後の地方交付税法第十四条</p>

第四号	第三号			第二号			第一号ロ				
	同法第十四条	譲与税 及び森林環境 同条	同法第十四条	同法第十四条	合算額	から	同法第十四条	同条	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	地方交付税法第十四条	合算額
読替え後の地方交付税法第十四条	付金 特別交付金及び分離課税所得割	読替え後の地方交付税法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条	した額 合算額から特定交付見込額を控除	ら に特定交付見込額を加算した額か	読替え後の地方交付税法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条	地方税法	読替え後の地方交付税法第十四条	した額 合算額から特定交付見込額を控除	、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金

				第五号	
額	基準財政収入	第二項		地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	同条 及び森林環境譲与税
則第七条の二第二項及び第七条の	基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の	二第二項	地方自治法施行令第二百十條の十	令	読替え後の地方交付税法第十四条、森林環境譲与税及び交通安全対策特別交付金
			四の規定により読み替えられた同	の施行に伴う関係政令の整備に関する政令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和二年政令第六十一号）附則第三項の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条の規定により読み替えられた地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律

(令和二年度以後における標準的な規模の収入の額の特例)

**第十三条** 令和二年度以後の各年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)

(令和二年度以後における標準的な規模の収入の額の特例)

**第十四条** 令和二年度以後の各年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

	<p>三第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。)</p>
<p>第一号イ</p>	<p>及び森林環境 譲与税</p> <p>、森林環境譲与税及び交通安全対策特別交付金</p>
<p>第十四条</p>	<p>附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付</p>

	第一号ロ																																																									

		第五号		第四号		第三号		第二号	
第二項		地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	譲与税	同条	同法第十四条	譲与税及び森林環境	同条	同法第十四条	同条
	地方自治法施行令第二百十條の十	より読み替えられた同令	策特別交付金	、森林環境譲与税及び交通安全対策特別交付金	、森林環境譲与税、交通安全対策特別交付金及び分離課税所得割交付金	、森林環境譲与税、交通安全対策特別交付金及び分離課税所得割交付金	、森林環境譲与税、交通安全対策特別交付金	、森林環境譲与税、交通安全対策特別交付金	、森林環境譲与税、交通安全対策特別交付金
		地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七條の二の規定に	地方特例交付金等の地方財政の特	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条
		別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条
		に	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条
		から	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条
		合算額	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条
		した額	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条



(削る)

	基準財政収入額	二第二項 基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。）
	及び森林環境譲与税	、森林環境譲与税及び交通安全対策特別交付金

（令和元年度における赤字により起債許可団体となる額の特例）

**第十五条** 令和元年度における第二十二条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第九条第二項及び第十二条の規定により読み替えられた地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第八十七号）第四条の規定による改正前の第十三条各号」とする。

(令和二年度における赤字により起債許可団体となる額の特例)

**第十四条** 令和二年度における第二十二条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第九条第二項及び第十二条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

(令和三年度から令和五年度までの各年度における赤字により起債許可団体となる額の特例)

**第十五条** 令和三年度から令和五年度までの各年度における第二十二条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第九条第三項及び第十三条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

(令和六年度以後における赤字により起債許可団体となる額の特例)

**第十六条** 令和六年度以後の各年度における第二十二条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、当分の間、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十三条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

(土地の利用関係の調整に要する経費のうち地方公共団体が負担すべき

経費)

**第十七条** (略)

(令和二年度における赤字により起債許可団体となる額の特例)

**第十六条** 令和二年度における第二十二条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第九条第三項及び第十三条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

(令和三年度から令和五年度までの各年度における赤字により起債許可団体となる額の特例)

**第十七条** 令和三年度から令和五年度までの各年度における第二十二条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第九条第四項及び第十四条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

(令和六年度以後における赤字により起債許可団体となる額の特例)

**第十八条** 令和六年度以後の各年度における第二十二条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、当分の間、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十四条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

(土地の利用関係の調整に要する経費のうち地方公共団体が負担すべき

経費)

**第十九条** 法第十条の四第七号に掲げる経費のうち、当分の間、地方公共

団体が負担するものは、次に掲げるものとする。

- 一 農地又は採草放牧地の権利の移動についての農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第一項の農業委員会の許可に要する経費
- 二 農地の転用についての農地法第四条第一項の都道府県知事等（同項に規定する都道府県知事等をいう。次号において同じ。）の許可に要する経費
- 三 農地又は採草放牧地の転用のための権利の移動についての農地法第五条第一項の都道府県知事等の許可に要する経費
- 四 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等についての農地法第十八条第一項の都道府県知事の許可に要する経費
- 五 土地の状況等に関する農地法第五十条の農業委員会の報告に要する経費

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(削る)</p> <p>(令和三年度から令和五年度までの各年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例)</p> <p><b>第四条</b> 令和三年度から令和五年度までの各年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「<u>第二十二條</u>」とあるのは「<u>附則第十五條</u>の規定により読み替えられた同令第二十二條」と、第八条第一号イ(1)中「<u>第十三條第一号イ</u>」とあるのは「<u>附則第九條第三項及び第十三條</u>の規定により読み替えられた同令第十三條第一号イ」と、同号イ(2)中「<u>第十三條第一号ロ</u>」とあるのは「<u>附則第十三條</u>の規定により読み替え</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(令和二年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例)</p> <p><b>第四条</b> 令和二年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「<u>第二十二條</u>」とあるのは「<u>附則第十六條</u>の規定により読み替えられた同令第二十二條」と、第八条第一号イ(1)中「<u>第十三條第一号イ</u>」とあるのは「<u>附則第九條第三項及び第十三條</u>の規定により読み替えられた同令第十三條第一号イ」と、同号イ(2)中「<u>第十三條第一号ロ</u>」とあるのは「<u>附則第十三條</u>の規定により読み替えられた同令第十三條第一号ロ」とする。</p> <p>(令和三年度から令和五年度までの各年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例)</p> <p><b>第五条</b> 令和三年度から令和五年度までの各年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「<u>第二十二條</u>」とあるのは「<u>附則第十七條</u>の規定により読み替えられた同令第二十二條」と、第八条第一号イ(1)中「<u>第十三條第一号イ</u>」とあるのは「<u>附則第九條第四項及び第十四條</u>の規定により読み替えられた同令第十三條第一号イ」と、同号イ(2)中「<u>第十三條第一号ロ</u>」とあるのは「<u>附則第十四條</u>の規定により読み替え</p>

られた同令第十三条第一号ロ」とする。

（令和六年度以後における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）

**第五条** 令和六年度以後の各年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、当分の間、第七条第一号ハ中「第二十二条」とあるのは「附則第十六条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一号イ」とあるのは「附則第十三条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十三条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

（令和二年度から令和四年度までの各年度における地方債を起すことができる場合の特例）

**第六条** （略）

られた同令第十三条第一号ロ」とする。

（令和六年度以後における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）

**第六条** 令和六年度以後の各年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、当分の間、第七条第一号ハ中「第二十二条」とあるのは「附則第十八条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一号イ」とあるのは「附則第十四条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十四条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

（令和二年度から令和四年度までの各年度における地方債を起すことができる場合の特例）

**第七条** 令和二年度から令和四年度までの各年度における第十三条の規定の適用については、同条中「次に掲げる場合」とあるのは、「次に掲げる場合及び地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により地方公共団体が地方債をもってその歳出の財源とすることができる場合」とする。